東京都 知 事 殿

審査請求書

審査請求人	住所又は居所	東京都江東区北砂5丁目20番10-609	〒136-0073
	氏名又は名称	SUN SHUBIN	☎080-4658-
			1518
	法人代表者		₸
	の住所又は居所		
	法人代表者		&
	の氏名		
代理人	住所又は居所		₹
	正// 人 (4/百//		
	氏 名		5
	氏 名		
下記1の処分)について、不服が	あるので審査請求をします。	

代理人												
	氏	名									5	
下記1の処分 1 審査請求に 江東区長L	に係る処分	かの内容	あるので箸				年	1.0	月	2.8	日付けで往	テった
	の三菱 UF	'J 銀行の口	1座(給料	用)から	ら 生活	5費月	月 437	717 円	を差打			
2 処分があり 3 処分庁の勃 (1) 教示の ⁵ (2) 教示の ₁	数示の有無 有無 有	悪及び内容				1 ,	Л	10	Н			
4 添付書類 差押通知 上第2回、警		延伸通知、 「张(深川		青願・陳	情メー	ル第	1回/	及び返	信、「	区長へ⊄)請願・陳	情メー
5 審査請求の			. 									

- - (1) 趣旨

江東区長の差押は取消しを請求すること。 江東区役所の違法者は 日本法律により 警察に通報して 送検すること。

(2) 理由

事件経緯 (概要)

2021年10月28日差押、個人情報の保護に関する法律の第十七条(適正な取得)、第十八条(取得 に際しての利用目的の通知等)、第二十六条(第三者提供を受ける際の確認等)、第二十八条(開示)、第 三十一条(理由の説明)、国税徴収法第四十七条(差押の要件)、第七十六条(給与の差押禁止)、国税庁 法令解釈通達「第47条関係 差押えの要件」法令説明、生活保護法第二条 (無差別平等)、第三条 (最 低生活)、第十二条 (生活扶助)、憲法第二十五条に抵触した。

2021年11月12日差押通知、国税徴収法第四十七条(差押の要件)に抵触した。

2021 年 12 月 16 日相談、嘘を付け 地方税法の第十五条の五 (職権による換価の猶予の要件等)、 第十五条の六 (申請による換価の猶予の要件等)、第十五条の七 (滞納処分の停止の要件等)に抵触した。

2021年12月17日相談、威嚇した、憲法の第十一条に抵触した。

2021年12月20日深川警察署警察官に虚偽告訴をやった。刑法第百七十二条(虚偽告訴等)、第百九十三条(公務員職権濫用)に抵触した。

2022年1月6日差押変価通知、違法行為を続く。

2022年1月13日江東区長への手紙(区へのご意見)(第一回)

2022年1月25日江東区役所納税課の返信(第一回) 憲法第十四条に抵触した。

2022 年 2 月 1 日三菱 UFJ 銀行 MUFG クレジットカード利用可能枠変更 刑法第二百三十条(名 蒼毀損)、第二百三十三条(信用毀損)に抵触することは 事実になった。

2022 年 2 月 14 日江東区長への手紙(区へのご意見) (第二回)

2022年2月15日人権侵犯被害申告·江東区役所納税課虚偽告訴

特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華 人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義 務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害している。このような社会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長できない。今回事件の関連公務員は すべて 警察に刑事告訴状を送る。

証拠資料は以下の民事訴訟の事件と同じ(番号順位:新→旧):

特別抗告申立書 提出済み

抗告審:令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審: 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果: 決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部)秋 田 智子 裁判官)

事件経緯と東京地方裁判所 2 回裁判の文書と録音証拠は ホームページから 確認できる。 URL: https://human-rights-and-constitution.github.io/